

このように地方資材部長から調達受けたものを**委任調達品**という。このように調達区分を中央調達品、地方調達品、および委任調達品とに分類する基準について述べるとつぎのとおりである。

(1) 中央調達品 つぎに例示するような重要な事業用品である。

ア 車両、車両用電動機、工作機械、ボイラ用鋼管、レール、タイヤ等列車の運行の安全をはかるために製作に高度の技術または経験を要する事業用品。

イ 発電機、荷役機械、巻上機、通信機器等製作に高度または特殊の技術あるいは経験を要する事業用品。

ウ 石炭、鋼材、まくらぎ、車両用原木、セメント等国鉄の需要が国内経済に影響をおよぼすような重要な事業用品。

エ 物品の規格・仕様等の点で研究途上にある重要な事業用品。

オ 石油製品、コークス、自転車、用紙類で地方で調達するよりも中央で調達することが明かに有利な事業用品。

(2) 地方調達品 中央調達品のような重要な事業用品を除いたもので、いずれも準備計画の計画性が困難であるとか、または計画性があっても中央で集約的に調達する利益がないために、地方で調達する方が当を得ていると認められる事業用品である。

(3) 委任調達品 地方資材部が設置されていない地区にある鉄道管理局、およびその鉄道管理局所管区域にある業務機関が、地方資材部が設置されていないために、事業用品の配給を受ける点でこうむる不利益を最小限度に止めることを目的として、資材事務所に調達権限を委任するものであって、地方調達品のなかでも準備計画の計画性がないか、または計画性があっても、集約的に調達および配給をする方が業務上不利であるというような事業用品である。

3 調達手続 調達手続は契約担当が準備計画者からの調達要求を受理したときから始まり、調達すべき事業用品の購入を目的とする契約を締結することによって、契約の目的物が準備計画者の指揮下にある物品出納長（または分任出納長）の手に入ったときに終るものとする。

準備計画者である資材局長および地方資材部長（準備計画事務担当課長）が、準備要求者である鉄道管理局長・工場長等からその作業計画の実施に必要な事業用品の配給要求を受理したときは、要求を受けたものの見本・規格・仕様書を審査し、在庫品に該当のもののあるときは所要時期までに配給し、在庫品に該当のものないときは、契約担当役（購買事務担当課長）に対して所要時期までの配給に支障のない希望納期を付して調達要求を行う。なお準備計画者は、準備要求者から準備要求を受理する以前であっても、自己の判断において必要を認めるときは契約担当役に対して調達要求を行うことがある。

契約担当役は、準備計画者から調達要求を受理したときは、調達手続をつぎのような方法によって行う。

(1) 調達要求の審査 調達要求に示す内容にもとづいて、つぎの点を審査し、疑義があるときは準備計画者と協議した上で適正な調達の実施をはかる。

ア 見本・規格・仕様書・図面等が完全に要件を具備しているか。

イ 見本・規格・仕様書・図面等の内容から、特定の生産者または販売者と関係のある場合は、その理由が正当なものであるか。

ウ 希望納期が製作期間等の関係で調達手続上支障のないものであるかどうか。

エ 希望購入価格が取引の実例または市況に比較して、調達手続上の障害となるおそれはないか。

(2) 契約条項の決定 契約担当役は調達要求の審査を完了したときは、契約事務規程の定めにもとづいて、調達すべき個々の事業用品の性質に応じて具体的に検討して適正な契約条項を定める。この場合に検討すべきおもなる事項を示すとつぎのとおりである。

ア 事業用品の性質により、〔売買契約〕の方法によって調達すべきものか、または〔製作請負契約〕の方法によって調達すべきものか。

イ 売買契約の方法によって調達する場合は、現品の良否を判定する手段である検査条項を、給付完了の検査のみとすれば足りるか。または給付完了の検査のほかには監督員の完成検査の約定をする必要があるか。

ウ 給付完了の検査の時期は、給付完了の届出を売主または請負者から受理した日より10日以内とすべきものか、もしくは15日以内とすべきものか。

エ 製作請負契約の方法によって調達する場合は、給付完了の検査のほかには、監督付の約定をする必要があるか、また製作材料を請負者に交付する必要があるか。

オ 契約の目的物の受渡場所を売主または請負者の事業場における置場渡、もしくは積込渡とするか、あるいは契約担当役の事業場における置場渡もしくは積込渡とするか。

カ 契約の目的物の受渡期限を確定期限（たとえばいつからいつまでとすること）または不確定期限（たとえば契約担当役が納入指定書を発行したときからいつまでとすること）とするか。

キ 契約に停止条件（たとえば国会予算が成立すれば購入すること）を付けるべきものか。

ク 売買の予約（たとえば契約担当役が将来購入する必要があるときには、売主となるべき者に対して納入指定書を交付することによって、必要なものについて、必要量だけの契約が成立するというをあらかじめ契約すること）によるべきものか。

ケ 代金の支払時期は適法な支払請求書を売主または請負者から受理した日より30日以内とするか、もしくは45日以内とするか。

コ 売主または請負者の履行遅滞に対する延滞償金計算の率は $\frac{1}{500}$ でよいのか。

サ 売主または請負者の不履行に対する違約金計算の率は $\frac{10}{100}$ でよいのか。

(3) 予定価格の決定 契約担当役は契約条項の決定をしたときは、契約価格決定の基準とする予定価格を算定する。この場合は単価によるべきか、または総価によるべきかを検討するとともに、いずれの場合によっても、契約の目的物を構成する材料・労務・諸役務・諸雑費の各費目について具体的に検討して決定すべきか、または取引の実例もしくは市況により決定すべきかを検討した上で決定する。

(4) 申込の誘引方法の決定 契約担当役は調達要求の審査、契約条項の決定および予定価格の決定を終了したときは、事業用品の性質、契約の性質、事業用品の所要時期、契約金額その他の点について検討した上で、契約条項その他契約の締結に必要な事項を、〔契約の申込者に必要な資格〕を備えている者一般に公告をするか、契約担当役が適当と認めた者に通知するか、または契約担当役が適当と認める特定の者に通知をするかのいずれかを決定し、その決定にもとづいて必要な申込の誘引